

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	和光市 申告受付関係事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、申告受付関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

和光市長

## 公表日

令和2年10月30日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	申告受付関係業務
②事務の内容	確定申告の受け付けに伴い、確定申告書や住民税申告書等の当初賦課資料の管理を行う。把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課・徴収を行う。
③対象人数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 1万人以上10万人未満 ]</div> <div style="text-align: left;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満</p> </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	申告受付システム
②システムの機能	確定申告の受付に伴い、確定申告書や住民税申告書等作成・当初賦課資料の管理を行う。把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課・徴収を行う。
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[ ○ ] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[ ○ ] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[ ○ ] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[ ○ ] 税務システム</div> <div style="width: 100%;">[ ] その他 ( )</div> </div>
システム2～5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
当初資料ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16号
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">         &lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定       </span>
②法令上の根拠	
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部課税課
②所属長の役職名	課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
なし	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
当初資料ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・各種課税資料(給与支払報告書・公的年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書等)の提出者及び扶養者・納税義務者の納税管理人及び相続人
その必要性	・当初資料をもとにした適切な課税のために、各種課税資料に記載されている特定個人情報を保有・転出した納税義務者の納税納管人、死亡者の納税義務を承継した相続人の情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 技術的事項(エラーコードなど) )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別番号: 対象者の正確な特定、及び提出された資料に記載された情報保有</li> <li>・連絡先等情報 4情報: 個人特定時の真正性確認のため保有 連絡先: 対象者が特定できなかった場合の連絡先として保有 その他住民票関係情報: 対象者の賦課期日住所、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・業務関係情報 国税関係情報、地方税関係情報: 賦課実施のための根拠 技術的事項: 正確な賦課実施のためにエラーコードを保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	総務部課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 戸籍住民課、収納課、社会福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金支払者 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 給与支払者 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者 ) <input type="checkbox"/> その他 ( 給与支払者、公的年金等支払者 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( eLTAX )	
③使用目的 ※	正確な賦課決定を行うための資料や情報の管理	
④使用の主体	使用部署	総務部課税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 賦課決定に関する事務 ・提出された資料を個人特定し、対象者毎に資料を一本化する。 ・生活保護対象者や障害者である場合には、必要に応じて控除額の変更や非課税判定を行う。 2. 扶養調査に関する事務 ・提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。	
	情報の突合	(1) 申告資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から賦課決定等を行う【上記1、2】 (2) 障害者関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記1】 (3) 生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記1】
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
システムの運用・保守		
①委託内容	システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	AGS株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
資料のデータ化代行		
①委託内容	各紙資料をデータ化・イメージ化する作業の代行	
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	AGS株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前の書面による申出による承諾
	⑥再委託事項	イメージ作成業務、データパンチ業務
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	



移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<システムにおける措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワード、生体認証による認証が必要。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル

- ・給与支払報告書
    - ・宛名番号
    - ・バッチ連番
    - ・合算区分
    - ・指定番号
    - ・パンチ氏名カナ
    - ・給与収入一般
    - ・給与所得
    - ・源泉徴収税額内未納
    - ・(源泉)控除対象配偶者あり(老人)
    - ・扶養\_\_同居老親
    - ・扶養\_\_障害(特別同居)
    - ・控除\_\_小規模企業共済等掛金
    - ・控除\_\_損害保険料
    - ・前職分給与
    - ・損害保険\_\_長期支払額
    - ・乙欄区分
    - ・本人\_\_老年者
    - ・本人\_\_勤労学生
    - ・外国人
    - ・算入強制区分
    - ・併徴先判定区分
    - ・作成日
    - ・更新職員宛名番号
    - ・転送区分
    - ・年調区分
    - ・住宅居住開始年月日2
    - ・住宅借入区分1
    - ・エラー詳細コード
    - ・新生命保険\_\_支払額
    - ・住宅借入金等特別控除適用数
    - ・16歳未満扶養親族の欄外記載有無
    - ・給与\_\_所得金額調整控除額
  - ・年度分
  - ・算定団体コード
  - ・処理コード
  - ・資料番号
  - ・申告区分
  - ・徴収区分
  - ・整理番号
  - ・受給者番号
  - ・パンチ生年月日
  - ・専給区分
  - ・給与収入専従
  - ・給与特定控除
  - ・所得控除合計
  - ・源泉徴収税額
  - ・源泉徴収税額計算値
  - ・(源泉)控除対象配偶者あり
  - ・配偶者(特別)控除
  - ・扶養\_\_特定
  - ・扶養\_\_老人合計
  - ・扶養\_\_一般
  - ・扶養\_\_障害(特別合計)
  - ・扶養\_\_障害(その他)
  - ・控除\_\_社会保険料
  - ・控除\_\_生命保険料
  - ・控除\_\_住宅取得特別
  - ・定率控除額
  - ・生命保険\_\_個人年金支払額
  - ・本人\_\_夫あり
  - ・本人\_\_未成年
  - ・本人\_\_特別障害
  - ・本人\_\_その他障害
  - ・本人\_\_寡婦
  - ・本人\_\_寡夫
  - ・死亡退職
  - ・災害者
  - ・就退職年月日
  - ・強制親区分
  - ・警告エラー無視サイン
  - ・エラー区分
  - ・エラー内容
  - ・更新日
  - ・更新時間
  - ・更新端末番号
  - ・国民年金保険料等
  - ・転送先コード
  - ・転送日
  - ・住宅取得等特別控除可能額
  - ・住宅居住開始年月日1
  - ・住宅借入金等年末残高1
  - ・住宅借入金等年末残高2
  - ・住宅借入区分2
  - ・住宅借入区分3
  - ・年少扶養人数
  - ・生命保険\_\_支払額
  - ・新生命保険\_\_個人年金支払額
  - ・生命保険\_\_介護医療支払額
  - ・非居住者である親族の数
  - ・控除対象扶養親族の欄外記載有無
  - ・パンチイメージ番号
  - ・摘要欄
  - ・本人\_\_ひとり親
- ・年金支払報告書
  - ・宛名番号
  - ・バッチ連番
  - ・合算区分
  - ・指定番号
  - ・年金収入
  - ・源泉徴収税額内未納
  - ・配偶者所得
  - ・源泉控除対象配偶者あり(老人)
  - ・本人\_\_老年者
  - ・本人\_\_勤労学生
  - ・扶養\_\_老人合計
  - ・扶養\_\_障害(特別合計)
  - ・算入強制区分
  - ・警告エラー無視サイン
  - ・作成日
  - ・更新職員宛名番号
  - ・転送先コード
  - ・エラー詳細コード
  - ・パンチイメージ番号
- ・年度分
- ・算定団体コード
- ・処理コード
- ・資料番号
- ・入力区分
- ・徴収区分
- ・パンチ生年月日
- ・パンチ氏名カナ
- ・年金所得
- ・源泉徴収税額
- ・源泉徴収税額計算値
- ・定率控除額
- ・源泉控除対象配偶者あり
- ・本人\_\_特別障害
- ・本人\_\_その他障害
- ・本人\_\_寡婦
- ・本人\_\_寡夫
- ・扶養\_\_特定
- ・扶養\_\_同居老親
- ・扶養\_\_一般
- ・扶養\_\_障害(特別同居)
- ・扶養\_\_障害(その他)
- ・控除\_\_社会保険料
- ・本人\_\_夫あり
- ・エラー区分
- ・エラー内容
- ・更新日
- ・更新時間
- ・更新端末番号
- ・転送区分
- ・転送日
- ・年調区分
- ・年少扶養人数
- ・非居住者である親族の数

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル

- ・確定申告書、住民税申告書
- ・宛名番号      ・年度分      ・算定団体コード
- ・バッチ連番      ・処理コード      ・資料番号
- ・合算区分      ・申告区分      ・徴収区分
- ・指定番号      ・整理番号      ・受給者番号
- ・パンチ生年月日      ・パンチ氏名カナ      ・納税者番号
- ・務署連絡区分      ・警告エラー無視サイン      ・強制課税区分
- ・手入力区分      ・所得\_\_営業等      ・所得\_\_営業(営業等内訳)
- ・所得\_\_他事(営業等内訳)      ・所得\_\_漁業(営業等内訳)      ・所得\_\_農業
- ・所得\_\_肉用牛(免税・免外計)      ・所得\_\_肉用牛(免外売却価格)      ・所得\_\_不動産
- ・所得\_\_利子      ・所得\_\_配当(配当控除適用分)      ・所得\_\_配当(配当控除適用無分)
- ・所得\_\_配当(少額)      ・所得\_\_給与      ・所得\_\_公的年金
- ・所得\_\_雑      ・所得\_\_譲渡一時      ・所得\_\_一時(2分の1前)
- ・所得\_\_総合短期      ・所得\_\_総合譲渡長期(2分の1前)      ・所得\_\_退職
- ・所得\_\_分離山林      ・所得\_\_分離事業雑      ・所得\_\_分離短期
- ・所得\_\_分離短期軽減      ・所得\_\_分離長期(一般)      ・所得\_\_分離長期(優良)
- ・所得\_\_分離長期(居住)      ・所得\_\_分離上場株式      ・所得\_\_分離未公開株式
- ・所得\_\_分離先物取引      ・合計所得金額      ・総所得金額
- ・総所得金額等      ・純損失の金額      ・雑損失の金額
- ・先物取引繰越控除      ・専従者控除\_\_配偶者      ・専従者控除\_\_その他
- ・平均課税(前々年変動所得)      ・平均課税(前年の変動所得)      ・平均課税(変動所得)
- ・平均課税(臨時所得)      ・特別控除\_\_一時      ・特別控除\_\_総合譲渡
- ・特別控除\_\_短期      ・特別控除\_\_短期軽減      ・特別控除\_\_長期(一般)
- ・特別控除\_\_長期(優良)      ・特別控除\_\_長期(居住)      ・特別控除\_\_山林
- ・特別控除\_\_上場株式      ・特別控除\_\_未公開株式      ・給与収入(一般)
- ・給与収入(専従)      ・給与(特定控除)      ・公的年金収入
- ・本人\_\_特別障害      ・本人\_\_その他障害      ・本人\_\_老年者
- ・本人\_\_寡婦      ・本人\_\_寡夫      ・本人\_\_勤労学生
- ・本人\_\_未成年      ・本人\_\_夫あり      ・同一生計配偶者あり
- ・同一生計配偶者あり(老人)      ・配偶者所得      ・扶養\_\_一般
- ・扶養\_\_特定      ・扶養\_\_老人同居      ・扶養\_\_老人合計
- ・扶養\_\_障害(特別同居)      ・扶養\_\_障害(特別合計)      ・扶養\_\_障害(その他)
- ・青色申告区分      ・専従者\_\_配偶者      ・専従者\_\_その他
- ・非課税所得区分1      ・非課税所得金額1      ・控除\_\_雑損
- ・控除\_\_医療費      ・控除\_\_社会保険料      ・控除\_\_小規模企業共済等掛金
- ・控除\_\_生命保険料      ・控除\_\_損害保険料      ・控除\_\_寄附金
- ・控除\_\_配偶者特別      ・控除\_\_配偶者      ・控除\_\_本人
- ・控除\_\_扶養      ・控除\_\_障害(扶養控除内数)      ・控除\_\_基礎
- ・生命保険\_\_支払額      ・生命保険\_\_個人年金支払額      ・損害保険\_\_地震支払額
- ・損害保険\_\_長期支払額      ・所得控除\_\_合計      ・退職\_\_退職収入(現年課税分)
- ・退職\_\_所得税用退職所得      ・退職\_\_勤続年数      ・退職\_\_障害区分
- ・所得税\_\_控除\_\_損害保険料      ・所得税\_\_控除\_\_生命保険料      ・所得税\_\_控除\_\_配偶者特別
- ・所得税\_\_控除\_\_寄附金      ・所得税\_\_合計所得      ・所得税\_\_所得控除計
- ・所得税\_\_その他税額控除      ・所得税\_\_所得税額      ・計算値\_\_合計所得金額
- ・計算値\_\_控除額合計      ・計算値\_\_配当控除      ・計算値\_\_特別減税額
- ・計算値\_\_所得税額      ・収入\_\_営業等      ・収入\_\_営業(営業等内数)
- ・収入\_\_漁業(営業等内数)      ・収入\_\_他事(営業等内数)      ・収入\_\_農業
- ・収入\_\_肉用牛      ・収入\_\_不動産      ・収入\_\_利子
- ・収入\_\_配当(配当控除適用分)      ・収入\_\_配当(配当控除適用無分)      ・収入\_\_配当(少額配当分)
- ・収入\_\_雑      ・収入\_\_一時      ・収入\_\_総合譲渡短期
- ・収入\_\_総合譲渡長期      ・収入\_\_分離事業      ・雑
- ・収入\_\_分離短期      ・収入\_\_分離短期軽減      ・収入\_\_分離長期(一般)
- ・収入\_\_分離長期(優良)      ・収入\_\_分離長期(居住)      ・収入\_\_分離山林
- ・収入\_\_分離上場株式      ・収入\_\_分離未公開株式      ・収入\_\_分離先物取引
- ・特例摘要条文長期      ・特例摘要条文短期      ・特例摘要条文予備

- ・エラー区分                      ・エラー内容                      ・作成日
- ・更新日                              ・更新時間                      ・更新職員宛名番号
- ・更新端末番号                      ・配当割額                      ・株式譲渡繰越損失
- ・併微先判定区分                      ・転送区分                      ・転送先コード
- ・転送日                              ・所得\_\_長期(居住特例)                      ・長期(居住特例)の繰越損失
- ・収入\_\_配当(私募証券)                      ・収入\_\_配当(一般外貨建)                      ・所得\_\_配当(私募証券)
- ・所得\_\_配当(一般外貨建等証券)                      ・所得税\_\_外国税額控除                      ・所得税\_\_住宅ローン控除
- ・住宅取得等特別控除                      ・翌年申告作成区分                      ・住宅取得等特別控除計算値
- ・住宅取得等特別控除可能額                      ・税源移譲減額計算値                      ・発送区分
- ・調査コード                      ・上場配当繰越損失                      ・住宅用課税標準額
- ・住宅用所得税額                      ・譲渡割額
- ・寄附金(市区町村、都道府県分【特例控除対象】)
- ・寄附金(共同募金・日赤支部、市区町村、都道府県分【特例控除対象外】)
- ・寄附金(市条例指定)                      ・寄附金(都道府県条例指定)
- ・所得\_\_分離上場配当                      ・収入\_\_分離上場配当                      ・住宅取得等可能額(H21～)
- ・算入強制区分                      ・強制親区分                      ・国税連携区分
- ・還付申告区分                      ・エラー詳細コード                      ・扶養\_\_年少
- ・特定寄附金                      ・震災関連寄附金(限度額80%の分)                      ・特定震災指定寄附金(税額控除適用)
- ・認定NPO寄附金(税額控除適用分)                      ・寄附金控除(税額控除)                      ・内)政党等寄附金額
- ・退職\_\_特定役員区分                      ・特定取得区分                      ・住宅用所得税額(参考値)
- ・申告詳細区分                      ・申告日時                      ・新生命保険\_\_支払額
- ・新生命保険\_\_個人年金支払額                      ・生命保険\_\_介護医療支払額                      ・医療費の支払額
- ・医療費控除の特例該当区分                      ・内)特定投資株式繰越損失                      ・金額予備項目18
- ・金額予備項目19                      ・金額予備項目20                      ・寄附金(ワンストップ特例)
- ・市民税 外国税額控除                      ・県民税 外国税額控除                      ・給与\_\_所得金額調整控除適用区分
- ・給与\_\_所得金額調整控除額                      ・本人\_\_ひとり親                      ・内)収入\_\_その他雑
- ・内)収入\_\_業務雑                      ・内)所得\_\_その他雑                      ・内)所得\_\_業務雑

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 1. 当初資料ファイル

- ・扶養関係
  - ・宛名番号
  - ・扶養関係コード
  - ・更新日
  - ・更新端末番号
- ・年度分
  - ・履歴連番
  - ・更新時間
  - ・照会区分
- ・扶養者宛名番号
  - ・作成日
  - ・更新職員宛名番号
  - ・被扶養者宛名番号
- ・申告特例通知書
  - ・宛名番号
  - ・バッチ連番
  - ・寄附先コード
  - ・パンチ性別
  - ・算入強制区分
  - ・更新時間
  - ・訂正区分
- ・年度分
  - ・処理コード
  - ・パンチ氏名かな
  - ・合計寄附金額
  - ・作成日
  - ・更新職員宛名番号
- ・算定団体コード
  - ・資料番号
  - ・パンチ生年月日
  - ・入力日
  - ・更新日
  - ・更新端末番号
- ・記載番号情報
  - ・宛名番号
  - ・処理コード
  - ・記載順
  - ・更新日
  - ・更新端末番号
- ・年度分
  - ・合算区分
  - ・記載個人番号
  - ・更新時間
- ・バッチ連番
  - ・対象区分
  - ・作成日
  - ・更新職員宛名番号

### 2. 障害者ファイル

- ・賦課期日情報
  - ・宛名番号
  - ・履歴連番
  - ・生年月日
  - ・番地
  - ・行政区コード
  - ・世帯主かな
  - ・続柄名
  - ・続柄コード2
  - ・現存区分
  - ・住民となる事由
  - ・転出確定区分
  - ・障害者区分1
  - ・国保資格
  - ・国民年金記号
  - ・各種情報2
  - ・申告書作成区分
  - ・本人\_\_老年人
  - ・更新日
  - ・更新端末番号
  - ・住登外課税区分
  - ・生保開始日
  - ・発送管理1
  - ・発送管理4
  - ・発送管理7
- ・年度
  - ・氏名カナ
  - ・性別
  - ・方書
  - ・班コード
  - ・世帯主氏名漢字
  - ・続柄区分
  - ・人格区分
  - ・住民でなくなる日
  - ・配偶者宛名番号
  - ・障害者区分2
  - ・介護保険資格
  - ・国民年金番号
  - ・各種情報3
  - ・前年申告区分
  - ・本人\_\_未成年
  - ・更新時間
  - ・郵便番号
  - ・市町村コード
  - ・生保終了日
  - ・発送管理2
  - ・発送管理5
- ・算定団体コード
  - ・氏名漢字
  - ・町名
  - ・地区コード
  - ・世帯番号
  - ・記載順位
  - ・続柄コード1
  - ・続柄コード3
  - ・続柄コード4
  - ・住民となる判定日
  - ・住民でなくなる事由
  - ・生活保護区分
  - ・障害者区分3
  - ・国民年金資格
  - ・後期高齢資格
  - ・各種情報4
  - ・前年徴収区分
  - ・作成日
  - ・更新職員宛名番号
  - ・郵便番号BC
  - ・申告発送日
  - ・詳細コード
  - ・発送管理3
  - ・発送管理6

### 3. 生活保護ファイル

- ・賦課期日情報
  - ・宛名番号
  - ・履歴連番
- ・年度
  - ・氏名カナ
- ・算定団体コード
  - ・氏名漢字

・生年月日	・性別	・町名
・番地	・方書	・地区コード
・行政区コード	・班コード	・世帯番号
・世帯主かな	・世帯主氏名漢字	・記載順位
・続柄名	・続柄区分	・続柄コード1
・続柄コード2	・続柄コード3	・続柄コード4
・現存区分	・人格区分	・住民となる判定日
・住民となる事由	・住民でなくなる日	・住民でなくなる事由
・転出確定区分	・配偶者宛名番号	・生活保護区分
・障害者区分1	・障害者区分2	・障害者区分3
・国保資格	・介護保険資格	・国民年金資格
・国民年金記号	・国民年金番号	・後期高齢資格
・各種情報2	・各種情報3	・各種情報4
・申告書作成区分	・前年申告区分	・前年徴収区分
・本人__老年者	・本人__未成年	・作成日
・更新日	・更新時間	・更新職員宛名番号
・更新端末番号	・郵便番号	・郵便番号BC
・住登外課税区分	・市町村コード	・申告発送日
・生保開始日	・生保終了日	・詳細コード
・発送管理1	・発送管理2	・発送管理3
・発送管理4	・発送管理5	・発送管理6
・発送管理7		

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 4. 年金特徴ファイル

- ・年金特徴対象者情報
    - ・捕捉年度
    - ・履歴番号
    - ・特別徴収義務者コード
    - ・特別徴収制度コード
    - ・年金コード
    - ・性別
    - ・郵便番号
    - ・各種区分コード
    - ・各種年月日
    - ・各種金額3
    - ・特徴開始月
    - ・突合結果コード
    - ・レコード番号
    - ・更新時間
    - ・各種金額4
    - ・各種金額7
    - ・個人番号
  - ・宛名番号
  - ・レコード区分
  - ・通知内容コード
  - ・作成年月日
  - ・予備2
  - ・氏名カナ
  - ・住所カナ
  - ・処理結果コード
  - ・各種金額1
  - ・予備4
  - ・特徴開始期別
  - ・突合区分
  - ・システム作成日
  - ・更新職員宛名番号
  - ・各種金額5
  - ・各種金額8
- ・データ区分
- ・市町村コード
- ・予備1
- ・年金保険者用整理番号1
- ・生年月日
- ・氏名漢字
- ・住所漢字
- ・予備3
- ・各種金額2
- ・年金保険者用整理番号2
- ・特徴依頼日
- ・特徴状態
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・各種金額6
- ・停止年月

### ・年金特徴受理情報(天引結果、中止結果)

- ・捕捉年度
  - ・ファイル名
  - ・特別徴収義務者コード
  - ・特別徴収制度コード
  - ・年金コード
  - ・性別
  - ・郵便番号
  - ・各種区分コード
  - ・各種年月日
  - ・各種金額欄(金額3)
  - ・レコード番号
  - ・更新時間
  - ・各種金額4
  - ・各種金額7
  - ・個人番号
- ・依頼周期
- ・レコード区分
- ・通知内容コード
- ・作成年月日
- ・予備2
- ・氏名カナ
- ・住所(カナ)
- ・処理結果コード
- ・各種金額欄(金額1)
- ・予備4
- ・システム作成日
- ・職員宛名番号
- ・各種金額5
- ・各種金額8
- ・依頼年月日
- ・市町村コード
- ・予備1
- ・年金保険者用整理番号1
- ・生年月日
- ・氏名漢字
- ・住所(漢字)
- ・予備3
- ・各種金額欄(金額2)
- ・年金保険者用整理番号2
- ・更新日
- ・端末番号
- ・各種金額6
- ・停止年月

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

5. 課税台帳ファイル

・課税情報

- ・宛名番号
- ・履歴連番
- ・異動事由
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・警告エラー無視サイン
- ・前住地課税区分
- ・所得\_\_営業(営業等内訳)
- ・所得\_\_農業
- ・所得\_\_不動産
- ・所得\_\_配当控除無分
- ・所得\_\_公的年金
- ・所得\_\_一時(2分の1前)
- ・所得\_\_分離山林
- ・所得\_\_分離短期
- ・所得\_\_分離長期優良
- ・所得\_\_分離未公開株式
- ・所得\_\_特控後\_\_短期
- ・所得\_\_特控後\_\_長期優良
- ・所得\_\_特控後\_\_未公開株式
- ・総所得金額等
- ・先物取引繰越控除
- ・前々年の変動所得
- ・臨時所得
- ・特別控除\_\_総合譲渡
- ・特別控除\_\_長期一般
- ・特別控除\_\_山林
- ・給与収入(一般)
- ・本人\_\_特別障害
- ・本人\_\_寡婦
- ・本人\_\_未成年
- ・同一生計配偶者あり(老人)
- ・扶養\_\_特定
- ・扶養\_\_障害(特別同居)
- ・青色申告区分
- ・非課税所得区分1
- ・控除\_\_医療費
- ・控除\_\_生保
- ・控除\_\_配偶者特別
- ・控除\_\_扶養
- ・生命保険\_\_支払額
- ・損害保険\_\_旧長期
- ・退職\_\_所得税用退職
- ・所得税\_\_控除\_\_損保
- ・所得税\_\_控除\_\_寄付金
- ・所得税\_\_その他税額控除
- ・計算値\_\_控除額合計
- ・計算値\_\_所得税額
- ・課標\_\_総合(実計)
- ・課標\_\_退職
- ・課標\_\_短期軽減
- ・課標\_\_上場株式
- ・年度分
- ・処理日
- ・異動事由補足
- ・指定番号
- ・納税者番号
- ・強制課税区分
- ・賦課所在地コード
- ・所得\_\_肉用牛
- ・所得\_\_利子
- ・所得\_\_配当(少額)
- ・所得\_\_雑
- ・所得\_\_退職
- ・所得\_\_分離短期軽減
- ・所得\_\_分離長期居住
- ・所得\_\_分離先物取引
- ・所得\_\_特控後\_\_短期軽減
- ・所得\_\_特控後\_\_長期居住
- ・合計所得金額
- ・純損失
- ・専従者控除\_\_配偶者
- ・前年の変動所得
- ・特別控除\_\_一時
- ・特別控除\_\_短期
- ・特別控除\_\_長期優良
- ・特別控除\_\_上場株式
- ・給与(特定控除)
- ・本人\_\_他障害
- ・本人\_\_寡夫
- ・本人\_\_夫あり
- ・配偶者所得
- ・扶養\_\_老人同居
- ・扶養\_\_障害(特別合計)
- ・専従者\_\_配偶者
- ・非課税所得金額1
- ・控除\_\_社会保険料
- ・控除\_\_損保
- ・控除\_\_配偶者
- ・控除\_\_扶養障害
- ・生命保険\_\_個人年金
- ・所得控除\_\_合計
- ・退職\_\_勤続年数
- ・所得税\_\_控除\_\_生保
- ・所得税\_\_合計所得
- ・所得税\_\_所得税額
- ・計算値\_\_配当控除
- ・保育用所得税額
- ・課標\_\_肉用牛
- ・課標\_\_事業雑
- ・課標\_\_長期優良
- ・課標\_\_未公開株式
- ・算定団体コード
- ・異動日
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・税務署連絡区分
- ・手入力区分
- ・所得\_\_営業等
- ・所得\_\_他事(営業等内訳)
- ・所得\_\_漁業(営業等内訳)
- ・所得\_\_肉用牛売却価格
- ・所得\_\_株式配当
- ・所得\_\_給与
- ・所得\_\_譲渡一時
- ・所得\_\_総合短期
- ・所得\_\_総合譲渡長期
- ・所得\_\_分離事業雑
- ・所得\_\_分離長期一般
- ・所得\_\_分離上場株式
- ・所得\_\_特控後\_\_山林
- ・所得\_\_特控後\_\_長期一般
- ・所得\_\_特控後\_\_上場株式
- ・総所得金額
- ・雑損失
- ・専従者控除\_\_その他
- ・変動所得
- ・前々年の変動所得
- ・特別控除\_\_短期軽減
- ・特別控除\_\_長期居住
- ・特別控除\_\_未公開株式
- ・公的年金収入
- ・本人\_\_老年者
- ・本人\_\_勤労学生
- ・同一生計配偶者あり
- ・扶養\_\_一般
- ・扶養\_\_老人合計
- ・扶養\_\_障害(その他)
- ・専従者\_\_その他
- ・控除\_\_雑損
- ・控除\_\_小規模
- ・控除\_\_寄付金
- ・控除\_\_本人
- ・控除\_\_基礎
- ・損害保険\_\_地震
- ・退職\_\_退職収入
- ・退職\_\_障害区分
- ・所得税\_\_控除\_\_配偶者特別
- ・所得税\_\_所得控除計
- ・計算値\_\_合計所得金額
- ・計算値\_\_特別減税額
- ・課標\_\_総合
- ・課標\_\_山林
- ・課標\_\_短期
- ・課標\_\_長期居住
- ・課標\_\_先物取引





## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 6. 事業所情報ファイル

- ・事業所情報
  - ・科目コード
    - ・科目詳細コード
  - ・宛名番号
  - ・大分類コード
    - ・中分類コード
    - ・小分類コード
  - ・納付書出力区分
    - ・事業所ソート区分
    - ・連絡先
  - ・作成日
    - ・更新日
    - ・更新時間
  - ・更新職員宛名番号
    - ・更新端末番号
    - ・共済区分
  - ・公務員区分
    - ・納期特例区分
    - ・総括はがき作成区分
  - ・郵便作成区分
    - ・国番
    - ・事業所予備1
  - ・普徴義務者区分
    - ・事業所予備3
    - ・義務者取消区分
  - ・個人事業主一人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル

- ・給与支払報告書
    - ・宛名番号
    - ・バッチ連番
    - ・合算区分
    - ・指定番号
    - ・パンチ氏名カナ
    - ・給与収入一般
    - ・給与所得
    - ・源泉徴収税額内未納
    - ・(源泉)控除対象配偶者あり(老人)
    - ・扶養\_同居老親
    - ・扶養\_障害(特別同居)
    - ・控除\_小規模企業共済等掛金
    - ・控除\_損害保険料
    - ・前職分給与
    - ・損害保険\_長期支払額
    - ・乙欄区分
    - ・本人\_老年者
    - ・本人\_勤労学生
    - ・外国人
    - ・算入強制区分
    - ・併徴先判定区分
    - ・作成日
    - ・更新職員宛名番号
    - ・転送区分
    - ・年調区分
    - ・住宅居住開始年月日2
    - ・住宅借入区分1
    - ・エラー詳細コード
    - ・新生命保険\_支払額
    - ・住宅借入金等特別控除適用数
    - ・16歳未満扶養親族の欄外記載有無
    - ・給与\_所得金額調整控除額
  - ・年度分
  - ・算定団体コード
  - ・処理コード
  - ・資料番号
  - ・申告区分
  - ・徴収区分
  - ・整理番号
  - ・受給者番号
  - ・パンチ生年月日
  - ・専給区分
  - ・給与収入専従
  - ・給与特定控除
  - ・所得控除合計
  - ・源泉徴収税額
  - ・源泉徴収税額計算値
  - ・(源泉)控除対象配偶者あり
  - ・配偶者(特別)控除
  - ・扶養\_特定
  - ・扶養\_老人合計
  - ・扶養\_一般
  - ・扶養\_障害(特別合計)
  - ・扶養\_障害(その他)
  - ・控除\_社会保険料
  - ・控除\_生命保険料
  - ・控除\_住宅取得特別
  - ・定率控除額
  - ・生命保険\_個人年金支払額
  - ・本人\_夫あり
  - ・本人\_未成年
  - ・本人\_特別障害
  - ・本人\_その他障害
  - ・本人\_寡婦
  - ・本人\_寡夫
  - ・死亡退職
  - ・災害者
  - ・就退職年月日
  - ・強制親区分
  - ・警告エラー無視サイン
  - ・エラー区分
  - ・エラー内容
  - ・更新日
  - ・更新時間
  - ・更新端末番号
  - ・国民年金保険料等
  - ・転送先コード
  - ・転送日
  - ・住宅取得等特別控除可能額
  - ・住宅居住開始年月日1
  - ・住宅借入金等年末残高1
  - ・住宅借入金等年末残高2
  - ・住宅借入区分2
  - ・住宅借入区分3
  - ・年少扶養人数
  - ・生命保険\_支払額
  - ・新生命保険\_個人年金支払額
  - ・生命保険\_介護医療支払額
  - ・非居住者である親族の数
  - ・控除対象扶養親族の欄外記載有無
  - ・パンチイメージ番号
  - ・摘要欄
  - ・本人\_ひとり親
- ・年金支払報告書
  - ・宛名番号
  - ・バッチ連番
  - ・合算区分
  - ・指定番号
  - ・年金収入
  - ・源泉徴収税額内未納
  - ・配偶者所得
  - ・源泉控除対象配偶者あり(老人)
  - ・本人\_老年者
  - ・本人\_勤労学生
  - ・扶養\_老人合計
  - ・扶養\_障害(特別合計)
  - ・算入強制区分
  - ・警告エラー無視サイン
  - ・作成日
  - ・更新職員宛名番号
  - ・転送先コード
  - ・エラー詳細コード
  - ・パンチイメージ番号
- ・年度分
- ・算定団体コード
- ・処理コード
- ・資料番号
- ・入力区分
- ・徴収区分
- ・パンチ生年月日
- ・パンチ氏名カナ
- ・年金所得
- ・源泉徴収税額
- ・源泉徴収税額計算値
- ・定率控除額
- ・配偶者特別控除
- ・源泉控除対象配偶者あり
- ・本人\_特別障害
- ・本人\_その他障害
- ・本人\_寡婦
- ・本人\_寡夫
- ・扶養\_特定
- ・扶養\_同居老親
- ・扶養\_一般
- ・扶養\_障害(特別同居)
- ・扶養\_障害(その他)
- ・控除\_社会保険料
- ・本人\_夫あり
- ・エラー区分
- ・エラー内容
- ・更新日
- ・更新時間
- ・更新端末番号
- ・転送区分
- ・転送日
- ・年調区分
- ・年少扶養人数
- ・非居住者である親族の数

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル

- ・申告受付情報
  - ・年分
  - ・年度分
  - ・宛名番号
- ・算定団体コード
  - ・履歴連番
  - ・バッチ連番
- ・処理コード
  - ・決定区分
  - ・資料番号
- ・合算区分
  - ・申告区分
  - ・徴収区分
- ・指定番号
  - ・整理番号
  - ・受給者番号
- ・パンチ生年月日
  - ・パンチ氏名カナ
  - ・納税者番号
- ・税務署連絡区分
  - ・警告エラー無視
  - ・強制課税区分
- ・手入力区分
  - ・所得\_営業
  - ・所得\_農業
- ・所得\_漁業
  - ・所得\_肉用牛
  - ・所得\_肉用牛売却
- ・所得\_他事
  - ・所得\_不動産
  - ・所得\_利子
- ・所得\_配当株式
  - ・所得\_配当その他
  - ・所得\_少額配当
- ・所得\_配当私募証券
  - ・所得\_配当一般外貨
  - ・所得\_給与
- ・所得\_公的年金
  - ・所得\_雑
  - ・所得\_総合譲渡短期
- ・所得\_総合譲渡長期2分1前
  - ・表示用一時所得
  - ・所得\_一時2分1前
- ・所得\_譲渡一時
  - ・所得\_分離事業雑
  - ・所得\_分離超短期
- ・所得\_分離短期
  - ・所得\_分離短期軽減
  - ・所得\_分離長期一般
- ・所得\_分離長期特定
  - ・所得\_分離長期軽減
  - ・所得\_分離居住特例
- ・所得\_分離未公開株式
  - ・所得\_分離上場株式
  - ・所得\_分離先物取引
- ・所得\_分離山林
  - ・所得\_分離退職
  - ・収入\_営業
- ・収入\_農業
  - ・収入\_漁業
  - ・収入\_肉用牛
- ・収入\_他事
  - ・収入\_不動産
  - ・収入\_利子
- ・収入\_配当株式
  - ・収入\_配当その他
  - ・収入\_少額配当
- ・収入\_配当私募証券
  - ・収入\_配当一般外貨
  - ・収入\_給与一般
- ・収入\_給与専従
  - ・給与特定控除
  - ・収入\_公的年金
- ・収入\_雑
  - ・収入\_総合譲渡短期
  - ・収入\_総合譲渡長期
- ・収入\_一時
  - ・収入\_分離事業雑
  - ・収入\_分離超短期
- ・収入\_分離短期
  - ・収入\_分離短期軽減
  - ・収入\_分離長期一般
- ・収入\_分離長期特定
  - ・収入\_分離長期軽減
  - ・収入\_未公開株式
- ・収入\_上場株式
  - ・収入\_先物取引
  - ・収入\_分離山林
- ・収入\_分離退職
  - ・退職収入支払年度
  - ・退職勤続年数
- ・退職障害起因区分
  - ・退職返却区分
  - ・非課税所得金額1
- ・非課税所得区分1
  - ・特控\_総合譲渡
  - ・特控\_一時
- ・特控\_短期
  - ・特控\_短期軽減
  - ・特控\_長期一般
- ・特控\_長期特定
  - ・特控\_長期軽減
  - ・特控\_有価未公開
- ・特控\_有価上場
  - ・特控\_山林
  - ・損益\_経常所得
- ・損益\_分離短期
  - ・損益\_分離短期軽減
  - ・損益\_総合譲渡短期
- ・損益\_分離長期一般
  - ・損益\_分離長期特定
  - ・損益\_分離長期軽減
- ・損益\_譲渡一時
  - ・損益\_分離山林
  - ・損益\_分離退職
- ・純損失の金額
  - ・雑損失の金額
  - ・株式本年繰越損失
- ・先物取引本年繰損
  - ・株式翌年繰越損失
  - ・先物取引翌年繰損
- ・長期居住特例繰損
  - ・専従控除配偶者
  - ・専従控除その他
- ・配偶者所得
  - ・前々年変動所得
  - ・前年変動所得
- ・変動所得
  - ・臨時所得
  - ・配当株式住民税ベース
- ・配当他住民税ベース
  - ・配当私募証券住民税ベース
  - ・配当一般外貨住民税ベース
- ・雑損控除
  - ・医療費控除
  - ・社会保険料控除
- ・小規模控除
  - ・生命保険料控除
  - ・損害保険料控除
- ・地震保険料控除
  - ・寄附金控除
  - ・配偶者特別控除
- ・老年者控除
  - ・かふ控除
  - ・勤労学生控除
- ・障害者控除
  - ・配偶者控除
  - ・扶養控除
- ・基礎控除
  - ・生命保険支払額
  - ・個人年金支払額
- ・損保長期支払額
  - ・損保短期支払額
  - ・地震保険支払額
- ・生保住民税ベース
  - ・損保住民税ベース
  - ・配特住民税ベース
- ・雑損住民税ベース
  - ・医療費住民税ベース
  - ・寄附金住民税ベース
- ・老年者住民税ベース
  - ・配所住民税ベース
  - ・合計所得金額住民税

- ・総所得金額住民税
- ・課標総合
- ・課標超短期
- ・課標長期一般
- ・課標未公開株式
- ・課標山林
- ・税額総合
- ・税額短期
- ・税額長期特定
- ・税額上場株式
- ・税額退職
- ・税額肉用牛
- ・総所得金額
- ・所得税一次金額
- ・住宅取得等特別控除
- ・差引所得税
- ・所得税
- ・源泉徴収内未納
- ・本人\_未成年
- ・本人\_老年者
- ・本人\_勤労学生
- ・控対配特障同居
- ・扶養\_一般
- ・扶養\_老人合計
- ・扶養\_その他障害
- ・専従その他
- ・特例条文長期
- ・かふ事由
- ・第2期納税額
- ・期限内納付額
- ・屋号
- ・賦課所在地コード
- ・併徴元区分
- ・転送日
- ・申告者氏名
- ・金額予備3
- ・金額予備6
- ・金額予備0
- ・総所得金額等住民税
- ・課標総合実計
- ・課標短期
- ・課標長期特定
- ・課標上場株式
- ・課標退職
- ・税額事業雑
- ・税額短期軽減
- ・税額長期軽減
- ・税額先物取引
- ・課標肉用牛
- ・税額超短期
- ・税額長期一般
- ・税額未公開株式
- ・税額山林
- ・合計所得金額
- ・総所得金額等
- ・投資リース控除
- ・政党等寄附金控除
- ・源泉徴収税額
- ・特別減税
- ・申告納税額
- ・本人\_特別障害
- ・本人\_寡婦
- ・同一生計配偶者
- ・控対配特障合計
- ・扶養\_特定
- ・扶養\_特障同居
- ・青色申告区分
- ・青色申告特別控除額
- ・特例条文予備
- ・勤労学生の学校
- ・第3期納税額
- ・申告
- ・電話番号
- ・所得税実徴収額
- ・転送区分
- ・エラー区分
- ・配偶者所得住民税ベース
- ・金額予備4
- ・金額予備7
- ・金額予備10
- ・所得控除合計額住民税
- ・課標事業雑
- ・課標短期軽減
- ・課標長期軽減
- ・課標先物取引
- ・課標肉用牛
- ・税額超短期
- ・税額長期一般
- ・所得控除合計額
- ・配当控除
- ・住宅耐震特別控除
- ・外国税額控除
- ・本人\_夫あり
- ・本人\_その他障害
- ・本人\_寡夫
- ・同一生計配偶者(老人)
- ・控対配その他障害
- ・扶養\_同居老親
- ・扶養\_特障合計
- ・専従配偶者
- ・特例条文短期
- ・予想住民税額
- ・第1期納税額
- ・延滞届出額
- ・税務署受付区分
- ・配当譲渡割控除額
- ・家内労働計算区分
- ・転送先コード
- ・エラー内容
- ・年調以外かつ専修学校等サイン
- ・金額予備5
- ・金額予備8
- ・文字予備1

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル

- ・扶養関係
  - ・宛名番号
  - ・扶養関係コード
  - ・更新日
  - ・更新端末番号
- ・年度分
  - ・履歴連番
  - ・更新時間
  - ・照会区分
- ・扶養者宛名番号
  - ・作成日
  - ・更新職員宛名番号
  - ・被扶養者宛名番号
- ・申告特例通知書
  - ・宛名番号
  - ・バッチ連番
  - ・寄附先コード
  - ・パンチ性別
  - ・算入強制区分
  - ・更新時間
  - ・訂正区分
- ・年度分
  - ・処理コード
  - ・パンチ氏名かな
  - ・合計寄附金額
  - ・作成日
  - ・更新職員宛名番号
- ・算定団体コード
  - ・資料番号
  - ・パンチ生年月日
  - ・入力日
  - ・更新日
  - ・更新端末番号
- ・記載番号情報
  - ・宛名番号
  - ・処理コード
  - ・記載順
  - ・更新日
  - ・更新端末番号
- ・年度分
  - ・合算区分
  - ・記載個人番号
  - ・更新時間
- ・バッチ連番
  - ・対象区分
  - ・作成日
  - ・更新職員宛名番号

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
当初資料ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。          ・システムに登録する際に、対象者が和光市にて課税できる対象かどうかをチェックし、該当しないものについては他地方公共団体へ転送する等の対処を行っている。</p> <p>(eLTAXからの入手分)          ○本人又は本人の代理人          ○給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）          地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。          また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から取得できる情報をシステムで制御している。</p> <p>○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）          公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から取得できる情報をシステムで制御している。</p> <p>○国税庁          ○他市区町村          国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び他地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外は入手できない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・宛名システムでは権限の管理を行っており、ICカード毎に対象ユーザーに必要な業務権限のみ付与している。          ・取込用にデータ化したものについては、利用後にすぐ削除し、他への利用は出来ないようにしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;          1) 行っている 2) 行っていない</p>

	具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御</li> <li>・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御</li> <li>・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている</li> </ul>
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保義務</li> <li>・業務履行場所(事業所等)からの特定個人情報の持ち出し禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・再委託の条件</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任</li> <li>・契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄</li> <li>・特定個人情報を取扱う従業員の明確化</li> <li>・従業員に対する教育、監督</li> <li>・契約内容の遵守状況についての報告</li> <li>・市職員による受託者(再委託先を含む)に対する現地調査、監査の受け入れ</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先への安全措置確認、現地調査 委託期間中の安全措置確認(現地調査)、データ消去に係る取扱いの報告	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書に委託業務に従事する従業員数を必要最小限に限定することを規定している。</li> <li>・委託先へ提供した資料を電子データ化する際に扱った従業員、日時、処理内容等を管理し、契約満了時に報告することを契約内容に含めている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ O ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ○ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	市の承諾を得る手を怠って委託先が再委託及び再々委託を行っていた。		
再発防止策の内容	契約事項遵守の徹底及び対象業務の内製化、再委託のチェック強化、再委託に係るルールの周知		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が保有されているサーバの設置場所は、委託先のIDCで管理している。また、副サーバは監視カメラやICカードでの入退室管理を行っている。</li> <li>・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御</li> <li>・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス</li> <li>・端末PCについては、画面の盗み見防止フィルターの利用</li> <li>・端末設置場所、記録媒体・紙媒体の保管場所について施錠管理を行っている。</li> <li>・使用する端末にウイルス対策ソフトを導入している。</li> <li>・端末のUSBポートは、許可しないUSB機器を接続できない仕組みを端末に導入している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。			

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	#VALUE!
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	和光市役所総務部情報推進課 情報統計担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9092
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	本市ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載している。
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	和光市役所総務部情報推進課情報システム担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9090
②対応方法	・問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に対する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を定めている。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年10月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

